

【参考】肥料に関するお知らせ

○肥料法改正について

令和2年に「肥料取締法」は「肥料の品質の確保等に関する法律」に改められました。詳しくは、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/seidominaoshi.html

○国内肥料資源利用拡大対策事業について

農林水産省により、海外からの輸入原料に依存した肥料から、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料への転換を進める取組等を支援する事業が開始されました。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen.html

○マッチングサイトについて

農林水産省により、堆肥や下水汚泥といった国内肥料資源の利用拡大に向けて、関係事業者の連携づくりの契機となるよう、国内資源供給者、肥料メーカー及び肥料利用者等の関連事業者のニーズ等に関する情報を一元的に収集し、互いに閲覧できるマッチングサイトが開設されました。関心がある方は、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/matching.html

○爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、警察庁から通知が出ておりますので、以下についてご留意ください。

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適切な管理を徹底すること。
- 2 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。
- 4 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。
詳しくは、次の農林水産省のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/bakuhatsubutsu/220922.html